



### 通勤手当の非課税限度額の改正

令和8年4月1日以後に支払われる通勤手当の非課税限度額が、下記の通り改正されましたので参考にして下さい。

- ① 片道 65km 以上の人の 1 か月当たりの非課税限度額の引上げ
- ② 一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする人の 1 か月当たりの非課税限度額が、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額と 1 か月当たりのその駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を加算した合計額とされました。

【国税庁 源泉所得税の改正のあらまし 令和8年4月】

区 分	課税されない金額	
	改正後 (令和8年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離の区分	
	片道 2 km 未満	(全額課税)
	片道 2 km 以上 10km 未満	4,200 円
	片道 10km 以上 15km 未満	7,300 円
	片道 15km 以上 25km 未満	13,500 円
	片道 25km 以上 35km 未満	19,700 円
	片道 35km 以上 45km 未満	25,900 円
	片道 45km 以上 55km 未満	32,300 円
	片道 55km 以上 65km 未満	38,700 円
	片道 65km 以上 75km 未満	45,700 円
片道 75km 以上 85km 未満	52,700 円	
片道 85km 以上 95km 未満	59,600 円	
片道 95km 以上	66,400 円	
③ 自動車や自転車などの交通用具を使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当	②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額	—
④ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑤ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000 円)	同 左
⑥ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人で一定の要件を満たす駐車場等を利用している人（その交通用具を使用する通勤距離が片道 2 km 未満である人を除きます。）に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額と 1 か月当たりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）との合計額 (最高限度 150,000 円)	—